

地盤品質判定士会 中部支部設立総会

日時：令和３年４月２０日（火）１１時００分～１２時３０分

場所：名古屋大学減災連携研究センター（名古屋市千種区不老町名古屋大学内）

総会及び基調講演 次第

【総会】（１１時００～１１時５０分）

開会あいさつ

地盤品質判定士会理事長

北詰昌樹

来賓挨拶

地盤工学会中部支部長

前田健一 氏

中部地質調査業協会理事長

鈴木 太 氏

支部設立趣意書の説明と支部設立宣言

地盤品質判定士会幹事長

利藤房男

議長選出

審議事項

第１号議案 地盤品質判定士会中部支部規約（案）について

第２号議案 令和３年度役員の選出（案）について

第３号議案 令和３年度事業計画（案）について

閉会

休憩（１１時５０分～１２時００分）

【基調講演】（１２時００分～１２時３０分）

名古屋工業大学 教授 前田健一 氏

「盛土の豪雨時・地震時安定性評価はパラダイムシフトできるのか？」

地盤品質判定士会中部支部 設立趣意書

我々にとって快適な生活環境の維持は不可欠なものである。住環境もその一端を担っている。建物は居住者に安らぎを創造し、地盤は建物を堅固に支持する役割を担っている。しかし、地盤の品質は一様でなく、地形や地質、造成方法により、その特性はさまざまで、地盤が不良であれば建物の不同沈下や傾斜等となって現れ、住人にとって補修を余儀なくされるどころか、健康不良を招く恐れもあり、多種多様な地盤を適切に評価していくことが課題となっている。

そうした課題に対し、地盤に起因するトラブルを未然に防ごうとする目的から、地盤分野や建築分野に関わる団体が集結し「地盤品質判定士協議会」が組織化され、新たに地盤品質判定士という資格制度が創設された。有資格者で構成される地盤品質判定士会は、住宅及び宅地の防災並びに国民の安全への貢献を目的に、全国の有資格者に地盤品質の判定に関わる技術の研鑽と維持・向上並びにモラルの向上のための情報提供と活動支援を行っている。

我々が居住し、生活・生産活動を行っている中部地域では、南海トラフ巨大地震に伴う宅地の液状化や大規模盛土崩壊などの地盤災害が懸念され、事前防災対策が喫緊の課題となっている。2019年10月には「ぼうさいこくたい 2019@NAGOYA」が開催され、約15,000人が来場し、地域住民の災害や防災に対する関心の高さがうかがえた。また、地盤品質判定士会中部支部設立準備会で「宅地の地盤災害への備え」としてブース展示を行ったところ、約170人の来場者を数え、うち約20人より地盤相談を受けるなど、地域住民の地盤に関する問題の存在とその相談相手、解決を支援する組織活動が求められていることが明らかとなった。

このような背景のもと、中部地域で具現的な活動を促進するために、中部地域の地盤の調査・設計・施工に精通した地盤品質判定士及び地盤品質判定士補を組織化して「地盤品質判定士会中部支部」を設立し、地域に密着した活動の推進及び地盤評価の平準化と高度化並びに会員の情報交換を図り、地盤の健全性評価を通じ地域住民の快適な生活環境の維持に寄与する必要があると考えた。このことを確認するため、中部地域の地盤品質判定士及び地盤品質判定士補を対象に、中部支部設立の可否に関するアンケートを募ったところ、支部設立に賛同する多数の回答が寄せられ、支部設立の要望が多数存在することが確認できた。

以上の趣意を踏まえ、地盤品質判定士及び地盤品質判定士補の活躍を支援し、産官学の協働・連携を推進する母体として地盤品質判定士会中部支部の設立が必要と判断する。

2021年4月

地盤品質判定士会中部支部設立準備会

第1号議案

地盤品質判定士会 中部支部規約（案）

（名称）

第1条 本支部は、一般社団法人地盤品質判定士会中部支部と称する。

（目的）

第2条 本支部は、住宅及び宅地の安全と防災に貢献するため、第3条に示す地域で活動する地盤品質判定士の相互支援および資質の向上に努めるとともに、一般市民への啓発を図るとともに、自治体と連携・協働することを目的とする。

（組織）

第3条 地盤品質判定士協議会に登録する愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県（以下「中部」という）に在住在勤の地盤品質判定士、同判定士補（以下「判定士会員」という）で構成する。

ただし、中部支部の活動に賛同する他都道府県の判定士会員を含む。

（事業）

第4条 本支部は、第2条の目的を達成するために、必要に応じて地盤品質判定士会本部と相互協力を行うとともに、第9条に定める幹事会の決議を経て次の事業を行う。

- （1） 市民に対して地盤や宅地に対する知識の啓蒙を行い、具体的な事案に関する相談、助言を行う。
- （2） 管轄する地域の地方公共団体等と交流を行う。
- （3） 判定士相互の意見交換や親睦を図る。
- （4） 講習会、研修会、見学会などを行い、会員の技術向上を図る。
- （5） 建築、土木、法曹関係など関連する諸団体と連携・協働する。
- （6） 地盤品質判定方法の基準化及び見直しを行う。

（役員）

第5条 本支部に、次の役員をおく。

支部長 1名、副支部長 1名、顧問 数名、会計 1名、幹事長 1名 幹事

2 顧問は、地盤品質判定士、同判定士補の資格を必要としない。

（役員を選出）

第6条 支部長・副支部長・顧問・会計・幹事長・幹事は、総会において支部会員より選出する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第8条 支部長は、本支部を代表として会務を掌る。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、副支部長、幹事長、幹事の順で職務を代行する。
- 3 会計は、本支部の会計を担う。
- 4 幹事は、事業の企画・運営を担う。

(幹事会)

第9条 幹事会は、第5条に定める役員で構成し、支部長が招集するものとする。

(会計)

第10条 本支部の経費は、会費・助成金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

- 2 会計は、当該年度の経費を取りまとめた会計報告を総会に諮る。

(総会)

第11条 支部の前回総会以降の事業報告等の承認及び次期総会までの活動方針、役員の選出審議を行うものとし、支部長が招集する。

- 2 総会は1年ごとに開催するものとするが、支部長が必要と判断する場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議決は、総会出席者（委任状を含む）の過半数以上の賛成で成立するものとする。

(事業年度)

第12条 本支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この支部規約の施行にあたり必要な事項は、支部長が会員に諮り別に定める。

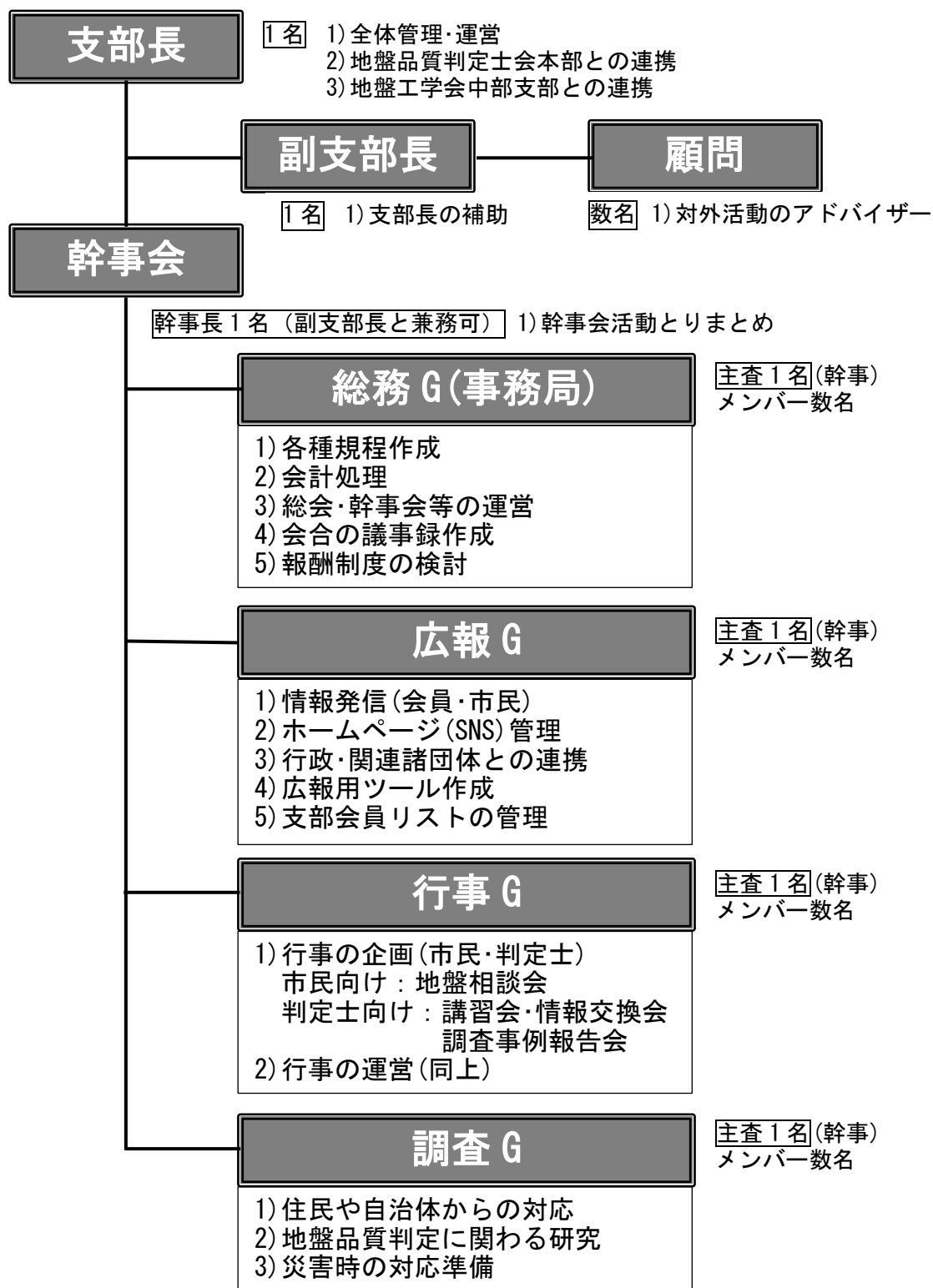
- 2 支部規約の改廃は、幹事会が発議し、総会の決議により成立するものとする。

附則

1. 本支部規約は、令和3年4月1日より施行する。
2. 事業年度の初年度は、設立日から翌年年度末の3月31日までとする。
3. 支部設立総会は、第12条の適用外とする。

【参考】

地盤品質判定士会中部支部の組織



第2号議案

令和3年度役員の選出（案）

役職名	氏名	所属名
支部長	利藤 房男	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学
副支部長兼幹事長	桃井 信也	(株) アサノ大成基礎エンジニアリング
顧問	向井 克之	基礎地盤コンサルタンツ (株)
	谷口 一平	東邦地水 (株)
幹事	長沼 明彦(総務G)	矢作建設工業 (株)
	荒井 進吾(広報G)	ジャパンホームシールド (株)
	千野 克浩(行事G)	応用地質 (株)
	品川 恭一(調査G)	(株) 一条工務店

第3号議案

令和3年度事業計画（案）

■中部支部の事業について(中部支部規約第4条(事業)より抜粋)

本支部は、中部地域で活動する地盤品質判定士の相互支援および資質の向上に努めるとともに、一般市民への啓発を図るとともに、自治体と連携・協働する目的を達成するために、必要に応じて地盤品質判定士会本部と相互協力を行うとともに、第9条に定める幹事会の決議を経て次の事業を行う。

- (1) 市民に対して地盤や宅地に対する知識の啓蒙を行い、具体的な事案に関する相談、助言を行う。
- (2) 管轄する地域の地方公共団体等と交流を行う。
- (3) 判定士相互の意見交換や親睦を図る。
- (4) 講習会、研修会、見学会などを行い、会員の技術向上を図る。
- (5) 建築、土木、法曹関係など関連する諸団体と連携・協働する。
- (6) 地盤品質判定方法の基準化及び見直しを行う。

■事業計画期間

令和3年度(2021年4月1日～2022年3月31日)

■中部支部の事業方針

- ① 中部地域(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県)に密着した宅地地盤の事前防災対策の推進を通じた地域住民の快適な生活環境の維持に寄与
- ② 産官学の連携・協働・支援の推進

■中部支部の活動の軸

- ・有資格者の資質向上の支援 ⇒行事G
- ・一般市民への宅地地盤に関する啓蒙活動、相談窓口 ⇒広報G
- ・宅地耐震化事業に対する行政の支援 ⇒調査G
- ・本部、他支部との連携・協働(共催・支援・倫理ガイドラインの検討等) ⇒主に総務G
- ・災害時の社会支援にむけた取り組み ⇒支部全体

年間活動計画

内容	対象	時期
支部総会・講演会	支部会員	4月
技術講習会(調査・設計・施工)	会員	6月・11月
会員サービス(HPによる情報提供)	会員	—
一般市民向け相談・啓蒙活動	一般	随時
他団体・自治体との連携・支援	学会・自治体	随時
本部・他支部との連携(協賛・災害支援等)	—	随時